

# 第21回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員7番, 8番)

開催期日 令和7年3月27日

第21回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和7年3月27日(木) 9時30分  
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥 村 正 行

書 記

栗山町農業委員会事務局 清 藤 大 亮

本日の出席委員

1 番 鈴 木 正 志	10 番 長 尾 卓 也
2 番 田 村 俊 彦	11 番 川 崎 浩 彦
3 番 田 村 賢 治	
4 番 西 川 満	13 番 寺 雅 彦
5 番 桂 一 照	14 番 吉 田 義 弘
6 番 柴 田 貴 浩	15 番 吉 尾 由美子
7 番 土 門 雅 一	16 番 大 櫛 和 矢
8 番 松 田 とも子	17 番 塚 本 政 紀
9 番 中 島 武 博	18 番 鳥 村 正 行

本日の欠席委員

12 番 木 下 等 嗣

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局 長 藤 澤 祐 之
〃	事務局 主査 清 藤 大 亮
〃	事務局 員 山 下 倅 生
〃	事務局 員 成 田 卓 朗

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 30 号	農地のあっせん成立について
5	報告第 31 号	農地の使用貸借の解約の通知について
6	報告第 32 号	令和 6 年度農地部会活動報告及び令和 7 年度活動計画について
7	報告第 33 号	令和 6 年度農政部会活動報告及び令和 7 年度活動計画について
8	報告第 34 号	令和 6 年度運営委員会活動報告及び令和 7 年度活動計画について
9	議案第 104 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
10	議案第 105 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
11	議案第 106 号	農用地利用集積計画（案）について
12	議案第 106 号	農地のあっせんについて
13	議案第 107 号	令和 7 年度最適化活動の目標の設定等（案）
14		農業団体等報告事項

（局長）

全員ご起立願います。「礼」ご着席ください。

第 21 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日出席委員 17 名、欠席委員 1 名、木下委員から欠席との報告をいただいております。

栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会長）

農作業が始まりお忙しい日々を過ごしている事と思います。令和 6 年度最後の総会という事で議事も多い所ですが慎重審議をお願い致します。よろしくお願ひします。

それでは早速、総会を進めていきたいと思ひます。

（議長）

日程 1 会議録署名委員についてですが、7 番土門委員、8 番松田委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。（ハイの声）

ハイという声がありましたので、本日 1 日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。2月27日の総会後に、第9回農地部会と第4回農政部会を開催しております。3月4日から19日にかけて令和6年栗山町議会定例会3月定例会議が開催され、鳥村会長が出席しております。8日に北海道新規就農フェアが札幌で開催され、西川委員と吉田委員が出席しております。18日に道営農地整備事業継立地区竣工式が開催され、鳥村会長が出席しております。24日に農畜産物対策協議会が開催され、鳥村会長と塚本代理が出席しております。また、同日栗山町青年農業賞表彰式が開催され、鳥村会長が出席しております。26日に令和6年度第Ⅱ期南空知農業委員会連絡協議会が美唄市にて開催され、鳥村会長が出席しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声)なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第30号「農地のあっせん成立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第30号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今月は、7件でございます。

番号1 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇14番地6 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇18番地6 〇〇〇〇、成立年月日は令和7年3月12日でございます。対象農地につきましては、〇〇320番地1 地目については公簿、現況ともに田、面積9,352㎡外3筆。全筆田でございまして、4筆合計32,071㎡でございます。売買価格につきましては、10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長尾委員、大櫛委員でございます。

番号2 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇170番地2 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇147番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、成立年月日は令和7年3月6日でございます。対象農地につきましては、〇〇188番地3 地目については公簿、現況ともに畑、面積935㎡外6筆。内訳につきまして、田が4筆36,404㎡、畑が3筆2,564.48㎡。7筆合計38,968.48㎡でございます。売買価格につきましては、10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、塚本委員、鳥村委員でございます。

番号3 申出者住所・氏名 〇〇市〇〇区〇〇20丁目5-3 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇752番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和7年3月12日でございます。対象農地につきましては、〇〇769番地1 地目については公簿、現況ともに田、面積29,293㎡外1筆。全筆田でございまして、2筆

合計 34,829 m<sup>2</sup>でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田 ○○○○○○円、面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、塚本委員、寺委員でございます。

番号 4 申出者住所・氏名 栗山町字○○8 番地 56 ○○○○、相手方住所・氏名 栗山町字○○35 番地 有限会社○○○○ 代表取締役○○○○、成立年月日は令和 7 年 3 月 13 日でございます。対象農地につきましては、○○44 番地 17 地目については公簿、現況ともに畑、面積 25,347 m<sup>2</sup>。売買価格につきましては、10a あたり 畑 ○○○○○○円、面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、寺委員、吉田委員でございます。

番号 5 申出者住所・氏名 栗山町字○○8 番地 56 ○○○○、相手方住所・氏名 栗山町字○○98 番地 ○○○○、成立年月日は令和 7 年 3 月 13 日でございます。対象農地につきましては、○○13 番地 4 地目については公簿、現況ともに畑、面積 9,514 m<sup>2</sup>外 8 筆。内訳につきまして、田が 1 筆 5,189 m<sup>2</sup>、畑 8 筆 33,696 m<sup>2</sup>、9 筆合計 38,885 m<sup>2</sup>でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田 ○○○○○○円 畑 ○○○○○○円、それぞれ面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、寺委員、吉田委員でございます。

番号 6 申出者住所・氏名 栗山町字○○763 番地 1 ○○○○、相手方住所・氏名 栗山町字○○300 番地 1 ○○○○、成立年月日は令和 7 年 3 月 17 日でございます。対象農地につきましては、○○291 番地 3 の内 地目については公簿、現況ともに田、面積 8,896 m<sup>2</sup>外 3 筆。内訳につきまして、田が 1 筆 8,896 m<sup>2</sup>、畑 2 筆 4,963 m<sup>2</sup>、池沼 1 筆 1,392 m<sup>2</sup>、4 筆合計 15,251 m<sup>2</sup>でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田 ○○○○○○円 畑 ○○○○○○円 池沼 ○○○○○○円、それぞれ面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、長尾委員、鈴木委員でございます。

番号 7 申出者住所・氏名 栗山町字○○763 番地 1 ○○○○、相手方住所・氏名 栗山町字○○287 番地 ○○○○、成立年月日は令和 7 年 3 月 17 日でございます。対象農地につきましては、○○291 番地 1 地目については公簿が畑、現況が田、面積 20,026 m<sup>2</sup>外 3 筆でございます。全筆田でございまして、4 筆合計 26,008 m<sup>2</sup>でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田 ○○○○○○円、面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、長尾委員、鈴木委員でございます。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。  
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 5 報告第 31 号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第 31 号 農地の使用貸借契約の解約の通知について 下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は、1 件でございます。

番号 1 所在 ○○27 番地 2 地目につきましては公簿が畑、現況が田、面積 22,464 m<sup>2</sup>外 2 筆。全筆田でございまして、3 筆合計 23,774 m<sup>2</sup>でございます。利用状況については水田、契約内容 使用貸借、契約年月日 平成 23 年 3 月 30 日、契約期間 平成 23 年 3 月 30 日から令和 13 年 3 月 30 日、解約通知日は令和 7 年 3 月 6 日でございます。賃貸者 栗山町字○○844 番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○844 番地 ○○○○となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。  
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 6 報告第 32 号「令和 6 年度農地部会活動報告及び令和 7 年度活動計画について」農地部会より報告をお願いします。

(10 番 長尾農地部会長)

報告第 32 号 令和 7 年 3 月 27 日 農業委員会 会長 鳥村正行様 農業委員会農地部会部会長 長尾 卓也、令和 6 年 3 月 28 日 第 9 回農業委員会総会において報告いたしました農地部会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。1. 審査年月日 第 5 回 令和 6 年 7 月 30 日、内容 農地パトロールの実施について、第 6 回 令和 6 年 9 月 26 日、内容 農地パトロールの実施における詳細について。令和 6 年 10 月 9 日から 11 日にかけて利用状況調査及び農地パトロールの実施。第 7 回 令和 6 年 10 月 15 日、内容 農地パトロールの実施結果について、耕作放棄地の対応について。第 8 回 令和 6 年 12 月 23 日、内容 栗山町農地利用意向調査の実施について。第 9 回 令和 7 年 2 月 27 日、内容 令和 6 年度活動報告及び令和 7 年度活動計画について。2. 活動結果については別紙のとおりとなります。

令和 6 年度 農地部会活動報告 1. 農地流動化意向調査の実施 2 月に一般財団法人 栗山町農業振興公社と連名による「栗山町農地利用意向調査」を実施した。2. 遊休農地（耕作放棄地）解消対策の実施 「農地パトロール（利用状況調査）」の実施内容及び日程に基づき、10 月 9 日から 11 日の 3 日間にわたり農地パトロール（利用状況調査）について現地調査を行い、地区担当農業委員と事務局により、指導対象農地（遊休農地）の区分を行った。3. 2 の「利用状況調査」と併せ、農地パトロールとして無断転用及び不法投棄等の調査を実施した。4. 農地の利用調整、あっせん活動の推進 農地の利用調整については、農地の賃貸借を中心に継続・新規ともスムーズに行われた。あっせん活動についても、特に問題なく処理された。

令和 7 年度 農地部会活動計画 1. 農地流動化意向調査の実施 2. 遊休農地解消対策の実施 3. 農地パトロール（違反転用・不法投棄） 4. 農地の利用調整、あっせん活動の推進 〈両部会共通事項〉  
 一般財団法人 栗山町農業振興公社との連携  新規就農支援活動  農業者年金の新規加入促進  
 担当地区農家との情報交換及び相談業務  全国農業新聞の普及活動 となっております。以上です。

(議長)

ありがとうございます。只今、農地部会より令和6年度の活動報告、令和7年度の活動計画について報告がありました。何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)なければ報告でございますので、次に進みます。

日程7 報告第33号「令和6年度農政部会活動報告及び令和7年度活動計画について」農政部会より報告をお願いします。

(2番 田村俊彦農政部会長)

報告第33号 令和7年3月27日 農業委員会 会長 鳥村 正行様 農業委員会農政部会 部会長 田村 俊彦、令和6年3月28日 第9回農業委員会総会において報告いたしました農政部会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。1. 審査年月日 第3回 令和6年7月30日、内容 農作物作況調査(視察)の実施について、令和6年8月7日農作物作況調査の実施。第4回 令和7年2月27日、内容 令和6年度活動報告及び令和7年度活動計画について 2. 活動結果 別紙のとおりとなります。

令和6年度 農政部会活動報告 1. 担い手及び後継者対策、新規就農者の育成・受け入れ体制の充実強化として、8月3日：北海道新規就農フェアが札幌市で開催され、鳥村会長、松田委員、吉尾委員が出席した。10月5日：北海道新規就農フェアが札幌市で開催され、塚本代理、鈴木委員、中島委員が出席した。10月26日～27日：新農業人フェア in 大阪が大阪府で開催され、寺委員、大櫛委員が出席した。12月7日～8日：新農業人フェア in 東京が東京都で開催され、田村賢治委員、柴田委員が出席した。2. 農業者の意向把握と認定農業者の掘り起こし活動 2月に一般財団法人 栗山町農業振興公社と連名による「栗山町農地利用意向調査」を実施した。3. 農作物作況視察の実施 8月7日に水稻(普及センター試験圃場)、施設園芸(〇〇〇〇氏圃場)、ぶどう圃場(〇〇〇〇氏圃場)の視察を行った。4. 各種農業施策の研修 7月3日～4日：札幌市で開催された農業者年金地区別研修会へ松田委員、吉尾委員が出席した。10月25日：由仁町農業委員会との交流会へ参加した。11月26日：深川市で開催された令和6年度地区別農業委員等研修会へ参加した。12月18日：札幌市で開催された令和6年度農業委員会活動強化研修会へ参加した。5. その他農政活動に関すること 8月9日、11月8日、12月10日、3月6日：農業者年金推進活動を松田委員、吉尾委員で実施した。11月5日～14日：一般財団法人栗山町農業振興公社との連携により「農業者等との意見交換会」を町内21箇所で実施した。

令和7年度 農政部会活動計画 1. 担い手及び後継者対策、新規就農者の育成・受け入れ態勢の充実強化 2. 農業者の意向把握と認定農業者(地域の担い手)の掘り起こし活動 3. 農業施策に関する関係機関への陳情要請活動 4. 農作物作況視察の実施 5. 各種農業施策の研修 6. その他農政活動に関することまた、両部会共通事項については農地部会と同様となります。以上です。

(議長)

ありがとうございます。只今、農政部会より令和6年度の活動報告、令和7年度の活動計画について報告がありました。何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 8 報告第 34 号「令和 6 年度運営委員会活動報告及び令和 7 年度活動計画について」運営委員会より報告をお願いします。

(11 番 川崎委員長)

報告第 34 号 令和 7 年 3 月 27 日 農業委員会 会長 鳥村 正行様 農業委員会運営委員会委員長 川崎 浩彦、令和 6 年 3 月 28 日 第 9 回農業委員会総会において報告いたしました運営委員会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。1. 審査年月日 第 6 回 令和 6 年 4 月 25 日、内容 研修視察計画について、農業委員会総会日程について。第 7 回 令和 6 年 5 月 30 日 研修視察計画（アンケート結果）について、農業委員会総会日程（アンケート結果）について。第 8 回 令和 6 年 7 月 30 日 研修視察計画について、由仁町農業委員会との合同研修会について、農団パークゴルフ大会について、新規就農イベントへの派遣について。第 9 回 令和 6 年 9 月 26 日 由仁町農業委員会との合同研修会について、研修視察計画について、農団パークゴルフ大会について、各種研修会について。第 10 回 令和 7 年 2 月 27 日 令和 6 年度活動報告及び令和 7 年度活動計画について、令和 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、令和 7 年度農業委員会総会日程について、令和 7 年度農業委員視察研修について、2. 活動結果は別紙のとおりとなります。

令和 6 年度 運営委員会活動報告 1. 農業委員会研修の開催 由仁町農業委員会交流会を 10 月 25 日に由仁町で開催し、16 名が参加した。農業委員道外研修視察を 10 月 30 日から 11 月 1 日に石川県金沢市等で行い 13 名が参加した。2. 農業関係団体との情報交換 栗山町農業団体交流会が 10 月 8 日に開催され、14 名が参加した。栗山町農業振興公社との連携により農業者等との意見交換会を 11 月 5 日～14 日に町内 21 箇所で開催し、各地区担当委員が参加した。栗山町長、栗山町議会議長との新春懇談会を 1 月 30 日に開催し、17 名が参加した。3. 農業委員会の運営 令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月までの間に 12 回の農業委員会総会を開催した。

令和 7 年度 運営委員会活動計画 1. 農業委員会研修の開催 2. 農業関係団体等との情報交換の強化 3. 農業委員会の運営 4. 「農業経営基盤強化促進基本構想」における利用権設定等促進事業の研究となっております。以上です。

(議長)

ありがとうございます。只今、運営委員会より令和 6 年度の活動報告、令和 7 年度の活動計画について報告がありましたが何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。（質疑なしの声）なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 9 議案第 104 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 104 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ（合意による解約）について農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今月は、2 件でございます。

番号 1 所在 ○○301 番地 16 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積 2,242 m<sup>2</sup>外 14 筆。全筆畑でございまして、15 筆合計 23,845 m<sup>2</sup>でございます。利用状況については普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 令和 2 年 7 月 21 日、契約期間 令和 2 年 7 月 21 日から令和 7 年 6 月 30 日、解約通知日は令和 7 年 3 月 12 日でございます。賃貸人 栗山町○○3 丁目 252 番地 一般社団法人○○○○ 理事長○○○○、賃借人 栗山町字○○301 番地 24 ○○○○、○○○○となっております。

番号 2 所在 ○○301 番地 12 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積 6,479 m<sup>2</sup>。利用状況については普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 令和 2 年 7 月 21 日、契約期間 令和 2 年 7 月 21 日から令和 7 年 6 月 30 日、解約通知日は令和 7 年 3 月 12 日でございます。賃貸人 栗山町○○3 丁目 252 番地 一般社団法人○○○○ 理事長○○○○、賃借人 栗山町字○○153 番地 13 ○○○○となっております。以上です。

（議長）

はい。只今、事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんかなければ採決に移ってよろしいでしょうか。（ハイの声）  
それでは採決に移ります。

議案第 104 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。  
—全員挙手— よって議案第 104 号は原案どおり決定といたします。

日程 10 議案第 105 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

（事務局）

議案第 105 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は 1 件でございます。

番号 1 所在 ○○453 番地 21 地目につきましては、公簿、現況ともに田、面積 258.39 m<sup>2</sup>外 3 筆。全筆田でございまして、4 筆合計 801.56 m<sup>2</sup>。賃貸人 栗山町字○○461 番地 1 ○○○○、賃借人 栗山町字○○461 番地 1 ○○○○、転用目的につきましては、農家用住宅建設となっております。以上です。

（議長）

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(13 番 寺)

令和 7 年 2 月 27 日、第 20 回農業委員会総会後に提出のあった農地法第 5 条の転用申請の願い出に基づき、令和 7 年 3 月 19 日に、鈴木委員、柴田委員、清藤主査、山下主事、同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。番号 1 につきまして、申請地は、栗山町役場の北東約 6.0km に位置する第 1 種農地であり、この度、申請者より農家用住宅等を建設する旨の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。只今、事務局、及び現地調査班長より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 105 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 105 号は原案どおり決定といたします。

日程 11 議案第 106 号「農用地利用集積計画（案）について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 106 号 農用地利用集積計画（案）について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は、賃貸借 5 件、所有権移転 8 件、使用貸借 4 件、合計 17 件でございます。

整理番号 6 使 116-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇592 番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇592 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 3 月 3 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇145 番地 1 現況地目 田、面積 746 ㎡外 12 筆でございます。内訳につきまして、田が 12 筆 74,232 ㎡、畑が 1 筆 2,239 ㎡、13 筆合計で 76,471 ㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和 7 年 3 月 28 日から令和 16 年 11 月 30 日までの 9 年 8 か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・玉葱・小麦で、構成員は男 1 人、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 使 117-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇592 番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇592 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 3 月 3 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇359 番地 現況地目 田、面積 8,017 ㎡外 15 筆でございます。内訳につきまして、田が 9 筆 51,973 ㎡、畑が 5 筆 21,262.93 ㎡、16 筆

合計で 73,235.93 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和 7 年 3 月 28 日から令和 16 年 11 月 30 日までの 9 年 8 か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・玉葱・小麦で、構成員は男 1 人、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 使 118-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇300 番地 1 農事組合法人〇〇〇〇 代表理事〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇735 番地 1 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 3 月 12 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇49 番地 2 現況地目 畑、面積 4,118 m<sup>2</sup>外 16 筆でございます。内訳につきまして、田が 15 筆 63,246.09 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆 11,180 m<sup>2</sup>、17 筆合計で 74,426.09 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和 7 年 3 月 28 日から令和 15 年 11 月 30 日までの 8 年 8 か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦で、構成員は男 2 人、女 2 人で、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 119-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇21 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇17 番地 6 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 3 月 18 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇17 番地 1 の内 現況地目 畑、面積 25,975 m<sup>2</sup>外 3 筆でございます。全筆畑でございまして、4 筆合計 44,374 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 3 月 28 日から令和 12 年 12 月 31 日までの 5 年 9 ヶ月 借賃につきましては、10 アールあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・馬鈴薯で、構成員は男 1 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 120-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇379 番地 11 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇4 丁目 24 番地 35 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 3 月 5 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇354 番地 現況地目 畑、面積 8,744 m<sup>2</sup>外 2 筆でございます。全筆畑でございまして、3 筆合計 13,092 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 3 月 28 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 1 年 8 ヶ月 借賃につきましては、10 アールあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦で、世帯員は男 1 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 121-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇18 番地 6 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇14 番地 6 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 3 月 12 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇320 番地 1 現況地目 田、面積 9,352 m<sup>2</sup>外 3 筆でございます。全筆田でございまして、4 筆合計 32,071 m<sup>2</sup>でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 3 月 28 日 対価につきましては、10 アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 9 月 30 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻で、世帯員は男 3 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 122-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇147 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇170 番地 2 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 3 月 6 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇188 番地 3 現況地目 畑、面積 935 m<sup>2</sup>外 6 筆でございます。内訳につきまして、田が 4 筆 36,404 m<sup>2</sup>、畑が 3 筆 2,564.48 m<sup>2</sup>。7 筆合計 38,968.48 m<sup>2</sup>でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 3 月 28 日 対価につきましては、10 アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円 田 〇〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 9 月 30 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・種子馬鈴薯で、世帯員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 123-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇752 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇20 丁目 5-3 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 3 月 12 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇769 番地 1 現況地目 田、面積 29,293 m<sup>2</sup>外 1 筆でございます。全筆田でございまして、2 筆合計 34,829 m<sup>2</sup>でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 3 月 28 日 対価につきましては、10 アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 9 月 30 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻で、世帯員は男 3 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 124-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇35 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇8 番地 56 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 3 月 13

日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 ○○44番地17 現況地目 畑、面積25,347㎡でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和7年3月28日 対価につきましては、10アールあたり 畑 ○○○○○○円。面積を乗じまして合計○○○○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年9月30日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稲・小麦・大豆・種子馬鈴薯で、構成員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所124-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字○○98番地 ○○○○、所有権を移転する者 栗山町字○○8番地56 ○○○○、申出年月日は令和7年3月13日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 ○○13番地4 現況地目 畑、面積9,514㎡外8筆でございます。内訳につきまして、田が1筆5,189㎡、畑が8筆33,696㎡。9筆合計38,885㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和7年3月28日 対価につきましては、10アールあたり 田 ○○○○○○円 畑 ○○○○○○円。それぞれ面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年9月30日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稲・小麦で、世帯員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所125-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字○○300番地1 ○○○○、所有権を移転する者 栗山町字○○763番地1 ○○○○、申出年月日は令和7年3月17日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 ○○291番地3の内 現況地目 田、面積8,896㎡外3筆でございます。内訳につきまして、田が1筆8,896㎡、畑が2筆4,963㎡、池沼が1筆1,392㎡。4筆合計15,251㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和7年3月28日 対価につきましては、10アールあたり 田 ○○○○○○円 畑 ○○○○○○円 池沼 ○○○○○○円。それぞれ面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年9月30日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は牧草・肉用牛で、世帯員は男2人、女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所125-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字○○287番地 ○○○○、所有権を移転する者 栗山町字○○763番地1 ○○○○、申出年月日は令和7年3月17日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 ○○291番地1 現況地目 田、面積20,026㎡外3筆でございます。全筆田でございまして、4筆合計26,008㎡でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時

期、土地の引渡時期はともに令和7年3月28日 対価につきましては、10アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年9月30日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦・大豆・メロンで、世帯員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます

整理番号6賃126-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇40番地 〇〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇223番地 〇〇〇〇〇、申出年月日は令和7年3月17日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇221番地 現況地目 田、面積1,659㎡外7筆でございます。全筆田でございまして、8筆合計83,752㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和7年3月28日から令和16年11月30日までの9年8ヵ月 借賃につきましては、10アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻で、世帯員は男1人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6賃127-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇229番地 〇〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇2丁目3番地1 〇〇〇〇〇、申出年月日は令和7年3月13日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇217番地1 現況地目 田、面積3,257㎡外1筆でございます。全筆田でございまして、2筆合計36,231㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和7年3月28日から令和7年11月30日までの8ヵ月 借賃につきましては、10アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男1人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所128-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇301番地24 〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。所有権を移転する者 栗山町〇〇3丁目252番地 一般社団法人〇〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇〇、申出年月日は令和7年3月12日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇301番地16 現況地目 畑、面積2,242㎡外15筆でございます。全筆畑でございまして、16筆合計30,324㎡でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和7年3月28日 対価につきましては、10アールあたり 畑 〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年9月30日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物はメロンで、世帯員は男1人、

女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6賃129-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇35番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇7丁目9番地2 〇〇〇〇、申出年月日は令和7年3月18日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇44番地12の内 現況地目畑、面積8,000㎡外1筆でございます。全筆畑でございます、2筆合計19,749㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和7年3月28日から令和16年11月30日までの9年8ヵ月 借賃につきましては、10アールあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆・種子馬鈴薯で、構成員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6使130-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇178番地32 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇182番地8 〇〇〇〇、申出年月日は令和7年3月18日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇8番地4 現況地目 田、面積11,586㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和7年3月28日から令和7年11月30日までの8か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・トマトで、世帯員は男4人、女3人で、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議長)

はい。只今事務局より賃貸借5件・所有権移転8件、使用貸借4件の説明がありましたので、審議したいと思います。

整理番号6使116-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号6使116-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号6使116-1は原案どおり決定いたします。

整理番号6使117-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号6使117-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号6使117-1は原案どおり決定いたします。

整理番号6使118-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 使 118-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 6 使 118-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 119-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 119-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 6 賃 119-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 120-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 120-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 6 所賃 120-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 121-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 121-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 6 所 121-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 122-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 122-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 6 所 122-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 123-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 123-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 6 所 123-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 124-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 124-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 6 所 124-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 124-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 124-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 6 所 124-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 125-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 125-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 6 所 125-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 125-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 125-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 6 所 125-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 126-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 126-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 126-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 127-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 127-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 127-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 128-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 128-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 128-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 129-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 129-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 129-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 使 130-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 使 130-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 使 130-1 は原案どおり決定いたします。

日程 12 議案第 107 号「農地のあっせんについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案 102 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今回の申出は 1 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 栗山町字〇〇644 番 〇〇〇〇 申出年月日 令和 7 年 3 月 6 日 申出地所在 〇〇27 番地 2、地目につきましては、公募が畑、現況が田、面積 22,464 m<sup>2</sup>外 2 筆。全筆田でございまして、3 筆合計 23,774 m<sup>2</sup>でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考とさせていただきます。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17 番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回の

あっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○  
○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として寺  
委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1はあっせんを可といたしますので、塚本代理、寺委員よろしくお願  
いします。

日程 13 番 議案第 108 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等（案）について」事務局の説明をお  
願います。

議案第 108 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等（案）について、本件につきまして、農業委員  
会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定により、農業委員会は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入  
の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされおり、最適化活動の透明  
性を確保するため、実施状況について公表することとされています。

本議案は、令和 4 年 2 月の農水省からの「農業委員会による最適化活動の推進等について」という通知  
に基づき最適化活動の目標を設定するものとなります。以降、抜粋してご説明させていただきます。

農業委員会の体制につきましては、定数通り 18 名、農家農地等の外湯につきましては、農林業センサ  
ス等に基づき記載しております。耕地面積については、田 3, 990 ヘクタール、畑 1, 930 ヘクタールと  
なっております。

最適化活動の目標につきまして、現状集積面積が 5, 416 ヘクタール、集積率は 91.3%となっておりま  
す。目標につきましては、新規集積面積を 10 ヘクタールとし、令和 7 年度末で 5, 426 ヘクタール、集  
積率 91.7%を目標としております。なお、ここで言う新規集積面積は、認定農業者間での農地移動では  
なく、「既に営農されていない方から認定農業者への移動」となります。遊休農地の解消につきまして、  
現状では遊休農地の面積は無しとなっております。

2 最適化活動の活動目標につきまして、日数目標 1 か月あたり 6 日間と令和 6 年度同様とさせて頂い  
ております。繁忙期は忙しくてなかなか動く事は厳しい事から、年間で 72 日というような考え方にな  
るかと思っております。なお、目標日数にカウント出来るものは、委員さんに毎月提出頂いております活動記  
録簿の大項目 2~4 となり、例えば出し手・受け手の意向把握、現地確認、新規参入関係となります。な  
お、総会等出席は活動記録簿に記載頂きますが、カウントには入らない事から総会等を除いて 6 日間と  
なります。

また、最適化活動を行う人数を 18 名としております。その他、活動強化月間の設定、新規参入の部分は  
後ほどお目通し頂けたらと思っております。

なお、本件の今後の流れとして、4 月末を期限として栗山町ホームページ上にて公表、また北海道及び

北海道農業会議へ報告するものとなります。

関連となりますが、令和6年度の実施状況につきましては、農業委員さんにご提出頂いております、活動記録簿をベースに実施状況の点検を行い4月総会にてご審議頂き、同じく公表・報告の流れを予定しております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より、説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第108号「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第108号は原案通り決定といたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は4月25日金曜日 18時00分から、現地調査につきましては4月18日金曜日 9時30分から 第3班 田村俊彦委員、吉田委員、大櫛委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。(10時40分 終了)

以上会議の顛末を記録し、その正確なることを証するためここに  
署名捺印する。

令和 7 年 4 月 10 日

第 21 回栗山町農業委員会会長 鳥 村 正 行 ㊟

署 名 委 員 土 門 雅 一 ㊟

署 名 委 員 松 田 と も 子 ㊟